

裁判員法 39 条の説明の基本的考え方

裁判員法 39 条の説明を考える上では、「裁判員の適切な理解を得る」という視点に立つことが重要と考えられる。具体的には、次のようなポイントに配慮する必要がある。

- (1) 裁判員に対する説明は段階的に行う。

裁判員法 39 条の問題に限定せずに、手続全体の流れの中で、どの段階で何をどのように説明するのが裁判員の適切な理解を得るのに効果的かを検討する必要がある。

裁判員に対し、一度に大量の情報を与えることは効果的でない。手続の進行の段階に応じて真に理解を得ておくべき事項を説明すれば足りる。また、問題となる場面で具体的に説明した方が理解が容易な概念もあると考えられる。

- (2) 説明方法の相違による裁判員の混乱を避ける。

例えば、冒頭陳述の段階で当事者双方が必要な立証の程度について主張し合うことは避けるべき。

上記観点に立った場合、説明の全体像は、次のようなイメージ。

刑事手続の流れの概要は裁判員候補者に事前に送付するパンフレットなどで繰り返し説明をしておく。

裁判員法 39 条の説明：権利・義務のほか、刑事裁判の流れに沿いながら、証拠裁判主義、立証責任の所在及び立証の程度について概括的に説明する。

刑事裁判の主要な原則としては、まず、今まで接してきた裁判外の情報等を排除して審理に臨んでもらうために証拠裁判主義は理解してもらっておくことが不可欠である。また、検察官・弁護人の双方の主張立証の位置づけの違いについて理解を得ておくために立証責任の所在についても説明しておくべきであろう。必要な立証の程度については、手続の大原則であり、また、

当事者の説明の差異による混乱をさけるべきであるから，証拠を十分に検討すべきことを説明するのと併せて，簡潔な説明をすることになろう（なお，合理的な疑いを越えた証明という用語や意義の説明は，裁判員の理解が得られにくく得策でない。）。

冒頭陳述：当事者双方において争点分かる形でプレゼンする（開廷前には裁判所から争点についての説明はしない前提）。法39条の説明における裁判長からの説明に加えて，必要な立証の程度等の刑事裁判の主要な原則について双方がその意味を説明することは裁判員の混乱を招くので避けるべき。

論告・弁論：必要な立証の程度について述べることも許容されるが，抽象論を展開しても裁判員の理解を得るのに効果的とは考えられないことから，具体的な証拠との関係に言及しながら述べるべき。

評議：証拠裁判主義，立証責任の所在及び程度については，中間評議，最終評議で，裁判員の理解を確保するために必要に応じて再度説明するが，特に，必要な立証の程度については，評議の最終的な認定の段階で具体的な証拠との関係に言及しながら説明することが重要と考えられる。その他の原則については事案の性質，手続の進行状況等により必要に応じて説明する。